

○法務省所管請負工事技術検査要領の制定について(依命通達)

(平成19年12月21日施第1918号施設課長依命通達，所管各庁の長あて)
(除く，法務総合研究所，公安審査委員会，公安調査事務所，公安調査庁研修所)

改正 令 3. 3.11施 390

法務省所管請負工事技術検査要領の制定について（依命通達）

法務省所管工事取扱規程（平成元年法務省営訓第436号大臣訓令）第20条第3項に基づき，法務省所管請負工事技術検査要領を別紙のとおり制定したので，事務処理に当たっては，その適正な運用に遺憾のないよう配慮願います。

別紙

法務省所管請負工事技術検査要領

(目的)

- 1 この要領は、法務省が発注した工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことを目的とする。

(技術検査の実施)

- 2 技術検査は、法務省工事取扱規程（平成元年３月２２日営訓第４３６号）（以下「工事取扱規程」という。）第１９条第１項１号から３号に規定する検査を実施するときに行う。
- 3 前項にかかわらず、設計図書に定めがある場合又は支出負担行為担当官が必要と認めたときは、工事の施工の途中においても技術検査（以下「中間技術検査」という。）を行うことができる。

(中間技術検査)

- 4 中間技術検査は、完成及び既済部分の検査時期並びに当該工事の主要工種を考慮し、出来形及び品質確認の上で重要な時期に行う。
 - (2) 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(技術検査職員)

- 5 技術検査は、工事取扱規程第２１条に規定する検査職員（以下「技術検査職員」という。）が行う。
 - (2) 中間技術検査を行う場合は、支出負担行為担当官が所属の職員に命じるか又は会計事務管理者等が、法務省所管の他の庁の長の同意を得て当該他の庁所属の職員に、行わせることができる。

(技術検査の方法)

- 6 技術検査職員は、技術検査を実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握しなければならない。
 - (2) 工事実施状況の技術検査は、工事の施工体制及び施工状況等の的確さに

ついて技術的な評価を行う。

- (3) 出来形の技術検査は、出来形の精度及び出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行う。
- (4) 品質の技術検査は、品質及び品質管理等の的確さについて技術的な評価を行う。
- (5) 出来栄えの技術検査は、仕上がり状態、納まり、形状、配置及び関連工事（密接に関係する別契約の工事をいう。）との調和等について技術的な評価を行う。
- (6) 技術検査職員は、技術検査を行うため、必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書又は物件の掲示、立会い若しくは工事に関する説明を求めることができる。

（技術検査の結果の報告）

- 7 技術検査職員は、技術検査の完了後遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式第1の技術検査結果書を作成し、会計事務管理者等に報告しなければならない。

（技術検査の結果の通知）

- 8 会計事務管理者等は、施工について改善を要すると認めた事項等がある場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式第2により、請負者に通知しなければならない。

（工事成績の評定）

- 9 技術検査職員は、技術検査の完了後遅滞なく、別に定める法務省所管請負工事成績評定要領に基づき、工事成績を評定しなければならない。

別記様式第 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 ○○○○長 殿

官職・氏名

(完成，既済部分，中間 第○回) 技術検査結果書

工 事 名 ○ ○ ○ ○ 工 事

契約の相手方

- 1 工事の概要
- 請 負 金 額
- 工 事 場 所
- 工 事 内 容
- 契約年月日 令和 年 月 日
- 工 期 自 令和 年 月 日
- 至 令和 年 月 日
- 完 成 技 術 検 査 令和 年 月 日
- 既済部分技術検査第 回 令和 年 月 日
- 中 間 技 術 検 査 第 回 令和 年 月 日
- 2 技術検査対象工事の設計及び施工について改善を要すると認めた事項
- 3 現地における指示事項
- 4 その他

別記様式第 2

○○○○○第 号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

会計事務管理者（注）

○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○

(完成, 既済部分, 中間 第〇回) 技術検査通知書

令和〇年〇月〇日に実施した（完成、既済部分第 回、中間第 回）技術検査の結果を通知します。

記

1 工 事 名 ○ ○ ○ ○ 工 事

2 工 期 自 令 和 年 月 日

至 令和 年 月 日

3 技術検査年月日 令和 年 月 日

4 技術検査の結果

5 問い合わせ先

所在地 〒000-0000 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

担当部課 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 本省契約工事の場合は、「法務省大臣官房施設課長名」とする。